

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る  
国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について

平成 20 年 7 月 2 日  
改訂 平成 21 年 2 月 27 日  
文 部 科 学 省  
科学技術・学術政策局  
原 子 力 安 全 課  
原 子 力 規 制 室

## 1. 概要

国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）において、1992年以來、原子力施設等の事故・故障等に係る事象の国際原子力事象評価尺度（International Nuclear Event Scale: INES（別表参照））が策定されてきており、文部科学省においても2004年1月から原子力施設のINES評価を正式運用してきた。

また IAEA では、INES ユーザーズマニュアル（2001年版）について、2002年よりラジオアイソトープ放射線源や輸送における事故のINES評価に関するINES追加ガイダンス（輸送及び放射線源事象の評価）の検討が始められ、2006年5月に報告書がまとめられた。

こうした状況の下、わが国においても輸送及び放射線源事象に対する INES 正式運用の動きが進み、2008年4月から、文部科学省においては原子力安全課放射線規制室がラジオアイソトープ線源及びその陸上輸送を対象に、国土交通省においては放射性物質の陸上及び航空輸送を対象に、それぞれ正式運用を開始したところである。

当室においても INES 運用の範囲を拡大し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る事象に対して正式運用を開始することとしたい。

## 2. 運用方法等

### （1）運用の範囲

INESの運用は、文部科学省が所管する原子力施設（試験研究用原子炉施設及び研究開発段階にある原子炉施設（発電の用に供するものを除く。）並びに核燃料物質及び核原料物質の使用施設）が実施する輸送における事故・故障等の事象について適用する。

## (2) I N E S 評価ワーキンググループ

今般核燃料物質等の陸上輸送に関する I N E S 評価を行うため、「研究炉等に係る I N E S 評価ワーキンググループ設置要綱」を改正し、研究炉等安全規制検討会の下に設置されている I N E S 評価ワーキンググループ（以下「I N E S 評価WG」という。）において評価を行うこととする。I N E S 評価WGは、原子力規制室が法令報告事象又は社会的影響が大きいと判断した事象について暫定的に評価した I N E S のレベル（以下「I N E S 暫定値」という。）の妥当性について検討を行う。

原子力規制室は、I N E S 評価WGの検討結果を参考にし、I N E S のレベルの正式な値（以下「I N E S 正式値」という。）を確定する。

なお、I N E S 評価WGは事象の原因究明等の終了後、速やかに開催する。

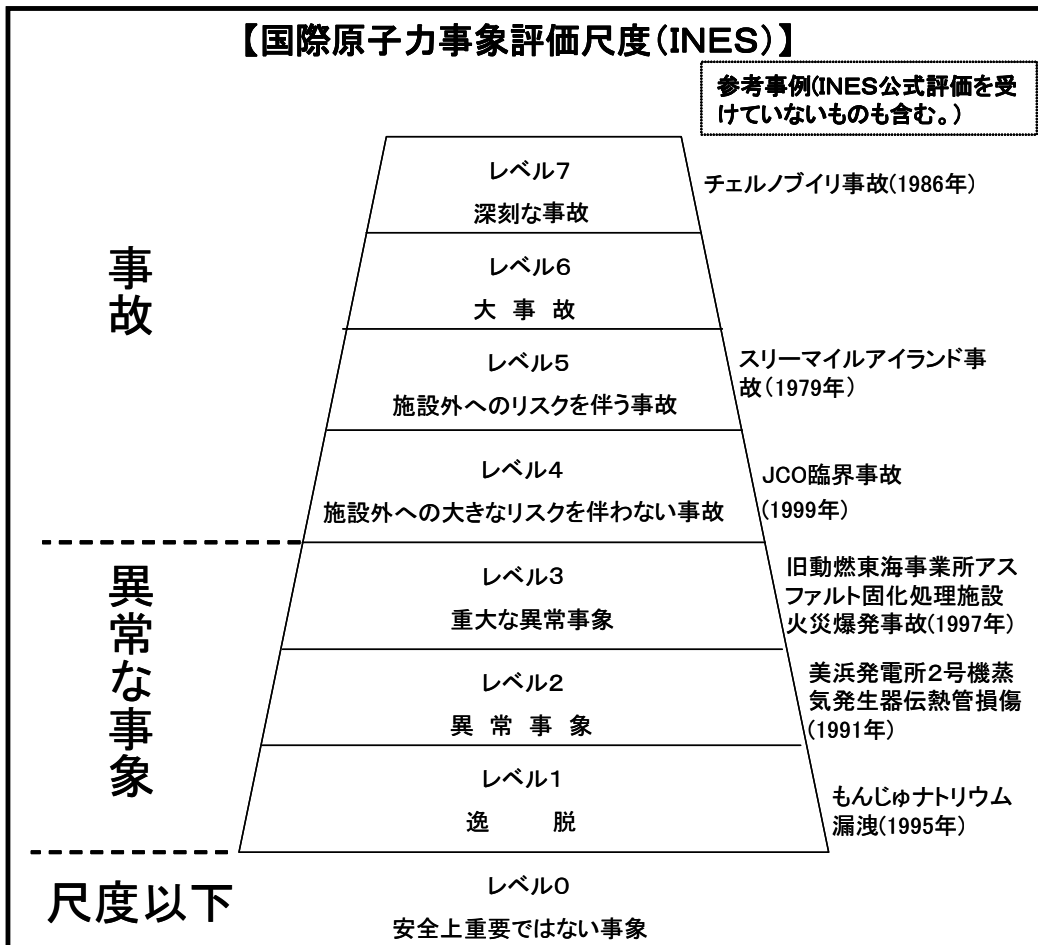
## (3) 事故・故障等に係るプレス発表等

- ① 事業者より第一報を受けた原子力規制室は、国土交通省と連携して I N E S 暫定値の検討を行い、速やかにその結果を事故・故障等に係る事象のプレス発表文に含めて公表する。
- ② I N E S 正式値を確定した際には、文部科学省のホームページにて公表する。

## (4) I A E A への連絡（別表のレベル 2 以上の場合）

- ① I N E S 暫定値がレベル 2 以上に分類された事象又は事象発生国以外の公衆の関心が高く報道関係者への情報提供が要求される事象については、当該 I N E S 暫定値を I A E A に報告する。
- ② 事象の原因究明が終了した時点で、原子力規制室は I N E S 正式値の確定を行う。
- ③ 確定した I N E S 正式値を公表するとともに、I A E A に報告する。

以上



(参考)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る  
国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について

平成20年7月2日  
改訂 平成21年2月27日  
文部科学省  
科学技術・学術政策局  
原子力安全課  
原子力規制室

## 1. 概要

国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）において、1992年以来、原子力施設等の事故・故障等に係る事象の国際原子力事象評価尺度（International Nuclear Event Scale: INES（別表参照））が策定されてきており、文部科学省においても2004年1月から原子力施設のINES評価を正式運用してきた。

またIAEAでは、INESユーザーズマニュアル（2001年版）について、2002年よりラジオアイソトープ放射線源や輸送における事故のINES評価に関するINES追加ガイダンス（輸送及び放射線源事象の評価）の検討が始められ、2006年5月に報告書がまとめられた。

こうした状況の下、わが国においても輸送及び放射線源事象に対するINES正式運用の動きが進み、2008年4月から、文部科学省においては原子力安全課放射線規制室がラジオアイソトープ線源及びその陸上輸送を対象に、国土交通省においては放射性物質の陸上及び航空輸送を対象に、それぞれ正式運用を開始したところである。

当室においてもINES運用の範囲を拡大し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る事象に対して正式運用を開始することとしたい。

## 2. 運用方法等

### （1）運用の範囲

INESの運用は、文部科学省が所管する原子力施設（試験研究用原子炉施設及び研究開発段階にある原子炉施設（発電の用に供するものを除く。）並びに核燃料物質及び核原料物質の使用施設）が実施する輸送における事故・故障等の事象について適用

する。

削除: 「核燃料物質等の工場及び事業所の外における運搬に関する規則第25条」に基づき、文部科学大臣に報告があった事象に適用する。

## (2) I N E S 評価ワーキンググループ

今般核燃料物質等の陸上輸送に関する I N E S 評価を行うため、「研究炉等に係る I N E S 評価ワーキンググループ設置要綱」を改正し、研究炉等安全規制検討会の下に設置されている I N E S 評価ワーキンググループ（以下「I N E S 評価WG」という。）において評価を行うこととする。I N E S 評価WGは、原子力規制室が法令報告事象 **又は社会的影響が大きいと判断した事象** **について暫定的に評価した I N E S のレベル**（以下「I N E S 暫定値」という。）の妥当性について検討を行う。

書式変更: フォント: (英) MS ゴシック, (日) MS ゴシック, 12 pt

原子力規制室は、I N E S 評価WGの検討結果を参考にし、I N E S のレベルの正式な値（以下「I N E S 正式値」という。）を確定する。

**なお、I N E S 評価WGは事象の原因究明等の終了後、速やかに開催する。**

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

削除: 原則として半年に1回

書式変更: フォント: (英) MS ゴシック, (日) MS ゴシック, 12 pt

書式変更: フォント: (英) MS ゴシック, (日) MS ゴシック, 12 pt

削除: ただし、必要な場合は臨時に開催することができることとする。

## (3) 事故・故障等に係るプレス発表等

- ① 事業者より第一報を受けた原子力規制室は、国土交通省と連携して I N E S 暫定値の検討を行い、速やかにその結果を事故・故障等に係る事象のプレス発表文に含めて公表する。
- ② I N E S 正式値を確定した際には、文部科学省のホームページにて公表する。

## (4) I A E A への連絡（別表のレベル2 以上の場合）

- ① I N E S 暫定値がレベル2 以上に分類された事象又は事象発生国以外の公衆の関心が高く報道関係者への情報提供が要求される事象については、当該 I N E S 暫定値を I A E A に報告する。
- ② 事象の原因究明が終了した時点で、原子力規制室は I N E S 正式値の確定を行う。
- ③ 確定した I N E S 正式値を公表するとともに、I A E A に報告する。

以上

